

施設使用制限（1000㎡以下の区分3施設を対象とする決定） に係る第6回会議における質問事項について

1. 国と都道府県の役割分担の考え方

新型インフルエンザ等は、全国的にまん延し、影響を及ぼすものであり、新型インフルエンザ等対策は海外・日本国内の情報集約（各県・各医療機関等）や高度な専門的知見が必要である。

上記のことから、基準・方針については国において決定する必要があるため、施設使用制限について1000㎡以下の区分3施設を対象とする決定は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて国（厚生労働大臣）が行う。

基準・方針に基づく個別の権限の執行は都道府県において実施することとしている（法定受託事務）。

2. 特定の地域、施設においてのみ感染者が多発した場合への対応

新型インフルエンザ等はある県、ある特定の施設のみで感染者が多発するということは想定されにくいですが、現に発生している個別施設（区分1～3施設、面積基準に関わらず全て対象）が感染症法第32条の要件に合致する場合、都道府県知事は立入制限・禁止の対応を行う。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）※下記条項を第44条の4、第50条において準用（建物に係る措置）

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

1000㎡以下の施設を使用制限の対象とする運用例

《海外・日本全国からの情報集約が必要》

○発生時における海外（WHO等）、都道府県からの報告

- ・海外において映画館における感染例が多く発生している
- ・日本国内において休校した学校の生徒等が映画館に集まっている
- ・日本国内における施設カテゴリーごとの感染状況



《高度な専門的知見が必要》

○基本的対処方針等諮問委員会における評価

- ・映画館については、1000㎡以下であっても一般的に感染拡大のおそれが高い



《国による判断》

○厚生労働大臣が政令レベルの規範として告示を定める

- ・映画館は、面積基準を外し、1000㎡以下も特措法第45条の対象とする



○基本的対処方針を定める

- ・映画館については面積にかかわらず、特措法第24条第9項の要請に応じていただけない場合は同法第45条により対応すること



《都道府県による権限の行使》

○各都道府県知事が要請・指示・公表（特措法第45条）

- ・A県B地区C映画館（1000㎡以下）へ休業要請等

※現に発生している個別施設（区分1～3施設、面積基準に関わらず全て対象）が感染症法第32条の要件に合致する場合、都道府県知事は立入制限・禁止の対応を行う。

(別紙) 感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等
→使用制限も含め最優先で対応が必要

学校・保育所等

要請・公表
(第45条)

指示・公表(第45条)

(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設
→使用制限以外の措置。

病院
食料品店
銀行、工場
事務所等

要請
(第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設
→できる限り使用制限以外の措置
必要な場合には要請等を公表

大学等、劇場
運動・遊戯施設
集会・展示施設
百貨店
(食品売場等を除く)
娯楽施設等

①
要請
(第24条第9項)

②要請・公表(第45条)
1000㎡

指示・公表(第45条)
1000㎡

③特に必要がでた場合において定める施設

<興行場等(区分3施設)に対する要請・指示・公表の流れについて>

① 第1段階として、第24条第9項による協力の要請を、すべての規模の施設に対し全般的に(A県B地区の映画館等)行う。要請の具体的な内容としては、以下が想定される。

- ・ 入場制限、消毒薬の設置、咳エチケットの徹底等
- ・ 場合によっては施設の一時的休業

- ② 第2段階として、第24条第9項による協力の要請に応じていただかず、公衆衛生上の問題が生じている施設（1000㎡超）に対してのみ限定的に第45条による要請を個別に行う（A県B地区のα映画館、β百貨店）。

<面積基準を設ける理由>

多数の者が接触する機会をできる限り抑制することが望ましいため、法律において「多数の者が利用施設」と規定したところ。政令において規模基準を何ら定めないことも可能であるが、国民生活に与える影響及び中小施設の被る経済的打撃を考慮して、政令において「1000㎡超」との基準を定めることとする。

（※）1,000㎡の考え方

- ・「大規模小売店舗立地法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において「多数の者が利用する」という概念の基準として1,000㎡を基準としており、既に社会として対応可能な環境が整っている。
 - ・小売店の例でいえば、百貨店、総合スーパー等は対象となるが、コンビニは対象外となり、社会実態上も適当である（注）
- （注）平均の売り場面積
百貨店（約22,500㎡）、総合スーパー（約9,400㎡）、専門スーパー（約1,120㎡）、ドラッグストア（約375㎡）、コンビニストア（約115㎡）、専門店（約65㎡）

- ③緊急事態において特に必要がある場合には柔軟な対応が可能なものとする

1000㎡以下の区分3施設（興行場等）についても、第24条第9項の要請のみでは感染拡大防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、厚生労働大臣が対象施設を定めることにより、例外的に区分1施設（学校等）と同様に、規模に関係なく第45条の対象とする柔軟な対応ができる規定を政令に置くこととする。

※なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴くものとする。